

広島県告示第千九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和五年十一月九日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二二七号	尾道市因島中庄町字下峠二六三九番三地从先から尾道市因島中庄町字小掛迫二六一六番一地从先まで	令和五年一〇月二六日